

令和5年度 決算

消費税率引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源分）	45,170千円
【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源分） が充てられる社会保障施策に要する経費	79,130千円

○社会保障施策に要する経費 (単位：千円)

区分	款	項	目	事業名	令和5年度 (決算)	財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国道 支出金	町債	その他	社会保障財 源分の地方 消費税交付 金	その他
社会福祉	3	1	1	高 齢 者 福 祉 事 業 (社会福祉協議会運営補助事業)	26,246				21,713	4,533
	3	1	2	高 齢 者 福 祉 事 業 (高 齢 者 い き が い セ ン タ ー 運 営 補 助 事 業)	1,500				1,241	259
	小 計				27,746				22,954	4,792
社会保険	3	1	1	国 民 健 康 保 険 事 業 (基 盤 安 定 事 業 繰 出 金)	19,497	10,276			7,629	1,592
	3	1	7	後期高齢者医療保険事業 (基 盤 安 定 事 業 繰 出 金)	16,236	12,177			3,358	701
	小 計				35,733	22,453			10,987	2,293
保健衛生	4	1	3	疾病予防健康増進事業 (検 診 及 び 健 康 教 室 事 業)	15,651	206		1,871	11,230	2,344
	小 計				15,651	206		1,871	11,230	2,344
合 計					79,130	22,659		1,871	45,170	9,429

- ・引き上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。
- ・社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。
- ・事務費、事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）等には充当しない。
- ・社会保障財源分の地方消費税交付金充当事業のみを記載。